

書立調停結果である水道事業三百圓を來支拂ひ了保る其類の事に關  
す了す標式地主の譲轉支拂五百圓を主の譲轉入次三百圓拂ふす  
普通の小作人地主は標準金を次次支拂はるが、本主は小作人をも  
給今度標式地主は標準金を當主に譲轉する事小作人をもあつて、  
茲此の結果の申請を了す貴様が或の時拂ふ本主の標準金を貸主  
親方告げらる様な事は甚多なる事無事は拂出する事無事は拂主  
拂者に甲立の料拂すと出拂る拂者を拂拂拂水道金を拂く事無事  
拂者拂入する各生財水道金を拂出する事無事は拂拂拂水道金を拂  
いきの家主は標準金を甲立する事無事拂拂水道金を拂出する事無事  
拂拂拂水道金を拂出する事無事拂拂水道金を拂出する事無事  
拂拂拂水道金を拂出する事無事拂拂拂水道金を拂出する事無事

法人協調會福岡出張所

根間調停會福岡出張所

停に掛けた其の結果二百圓の元金に三百圓の利子を拂ひ込んで居  
るなら元金を百圓に負ける。そうして其の百圓を借り主が向ふ五ヶ  
年間一ヶ年間に二十圓づゝ支拂へと云ふ調停條件で片付いたので  
ある、手續は至極簡単である組合員ならば組合の方で一切の手續  
をしてやることになつて居ります。

是れを申請する時は有りの儘を甲立てる事である判事の前である  
からとか裁判所であるからとか云つて遠慮して居たら自分の不利  
となる調停條件の支拂方法でも何月何日迄に支拂ひますと云ふ様  
に日を決定すれば不利益である調停條件は前にも云つた様に裁判  
の判決と同様な効力があるから其の日が来て支拂はない時は差押  
を執行せらるゝのである。

小作調停でも此の點を心得て置かねば小作人に不利益である茨城  
縣では調停條件不履行で遣られたのである。